

ひと、くらし、みらいのために



Press Release

長崎労働局発表
令和2年8月7日（金）

長崎労働局労働基準部
賃金室長 上戸 秀則
賃金室長補佐 中島 政和
電話 095-801-0033

報道関係者 各位

長崎県最低賃金の改正答申について

< 3円引き上げて時間額793円に >

長崎地方最低賃金審議会（会長 松本 睦樹）は、令和2年8月7日（金）、長崎労働局長（瀧ヶ平 仁）に対し、長崎県最低賃金を3円引き上げて、時間額793円に改正決定することが適当である旨の答申を行いました。

同審議会は、今年度の中央最低賃金審議会からの目安額が示されない中、現下の長崎県の最低賃金を取り巻く状況等を勘案し、専門部会を開催して慎重に審議を重ねた結果、今回の答申を行ったものです。

今後は、この答申内容についての異議申出等の諸手続きを経て、最短で、令和2年10月3日から長崎県最低賃金が改正されることとなります。

【参考：長崎県最低賃金額及び引上げ額、引上げ率の推移】

年 度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
効力発生日	H28.10.6	H29.10.6	H30.10.6	R1.10.3	R2.10.3 (予定)
最低賃金額	715円	737円	762円	790円	793円
引上げ額	21円	22円	25円	28円	3円
引上げ率	3.03%	3.08%	3.39%	3.67%	0.38%